

様式第1号（第12条関係）

関連当事者との取引

種類	関連当事者の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当会計年度末残高

（記載上の注意）

1. 「種類」の欄には、第2条第11項各号に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。
2. 「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあつては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあつてはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。
3. 「議決権等の所有割合」の欄には、議決権等の所有関係を直接・間接の別がわかるように記載すること。
4. 「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、事業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために有価証券発行学校法人との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。

兼任をしている有価証券発行学校法人の役員等の有無のほか、出向、転籍等の形態により有価証券発行学校法人から派遣されている役員の有無について当会計年度末日現在の状況を記載すること。

5. 有価証券発行学校法人と第三者との間の取引が、実質的に当該有価証券発行学校法人と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。
6. 「取引金額」の欄には、会計年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。

有価証券発行学校法人と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の当会計年度末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。

関連当事者に担保として資産を提供しているとき又は関連当事者から担

保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権又は債務の当会計年度末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の提供又は担保の受け入れについて、その内容を注記すること。

7. 「科目」及び「当会計年度末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその会計年度末残高を記載すること。
8. 取引条件及び取引条件の決定方針を注記すること。なお、取引条件が一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載すること。
9. 第12条第1項第9号に掲げる事項については、関連当事者ごとに注記すること。ただし、第2条第11項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して注記することができる。この場合には、第12条第1項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となった関連当事者について合算して注記すること又は同項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となった関連当事者を含むすべての関連当事者について合算して注記することができる。

同項第10号に規定する引当金については、同項第9号に掲げる事項の記載に準じて記載すること。
10. 関連当事者が個人又は学校法人等である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が職員のための適格退職年金等である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有割合」の欄の記載を要しない。
11. 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が事業年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、同一事業年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。
12. 関連当事者情報の記載に当たっては、(1)有価証券発行学校法人の子会社及び関連会社等、(2)有価証券発行学校法人の関係学校法人等、(3)有価証券発行学校法人の役員等の別に記載することができる。
13. 有価証券発行学校法人に重要な関連会社が存在する場合には、第13条に規定する事項について注記すること。